

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 28日	
堺市長 様	
提出者 住 所 大阪府堺市堺区匠町1番地 氏 名 堺ディスプレイプロダクト株式会社 取締役 谷口英男 電話番号 072-282-1321	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	堺ディスプレイプロダクト株式会社
事業場の所在地	大阪府堺市堺区匠町1番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	29：電気機械器具製造業
②事業の規模	69,874百万円（前年度2023年1月1日～2023年12月31日出荷金額）
③従業員数	863名（令和6年4月1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1～2のとおり

（日本工業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	排出量	8,904 t	17 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	排出量	4,444 t	6 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・リサイクル容易性の観点から、全廃棄物について分別（液体などは廃液ラインの系統分離）している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状実施施策の継続。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
2 t	15,419 t	110 t	10 t

②計画

③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
0 t	8,692 t	43 t	3 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦ガラスくず	⑧木くず	⑨ばいじん	
1,741 t	11 t	10 t	t

②計画

⑦ガラスくず	⑧木くず	⑨ばいじん	
756 t	3 t	3 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	全処理委託量	8,904 t	17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	8,904 t	17 t
	再生利用業者への処理委託量	8,122 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	336 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	446 t	12 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロエミッション（最終埋め立て処分量のゼロ化）を基本に、委託処理業者はリサイクル実施業者に限定し契約締結している。     ・・・ 別紙2参照</li> <li>・焼却処理となる場合であっても、熱回収型焼却施設を設置している業者を選定している。</li> </ul>			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
2 t	15,419 t	110 t	10 t
2 t	9,755 t	110 t	10 t
0 t	15,418 t	25 t	10 t
0 t	0 t	0 t	0 t
2 t	1 t	85 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦ガラスくず	⑧木くず	⑨ばいじん	
1,741 t	11 t	10 t	t
1,741 t	11 t	10 t	t
1,741 t	11 t	10 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃油
	全処理委託量	4,444 t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4,444 t	6 t
	再生利用業者への処理委託量	4,053 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	168 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	223 t	4 t
(今後実施する予定の取組)			
<p>①委託契約を締結する廃棄物処理業者に対して、廃掃法 施行令第6条の11第2号に基づく、優良認定の取得を推奨する。</p> <p>②廃棄物の処理方法が焼却となっている廃棄物処理業者に対して、廃掃法 第15条の3の3第2項に基づく、熱回収施設の認定取得を推奨する。</p>			
※事務処理欄			

②計画

③廃酸	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
0 t	8,692 t	43 t	3 t
0 t	5,499 t	43 t	3 t
0 t	8,691 t	10 t	3 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	1 t	33 t	0 t

②計画

⑦ガラスくず	⑧木くず	⑨ばいじん	
756 t	3 t	3 t	t
756 t	3 t	3 t	t
756 t	3 t	3 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。